

社会福祉法人 島根県社会福祉協議会

令和6年度 保育士修学資金(家賃)貸付事業 募集要項

令和5年12月1日

家賃貸付金を借入申請される方へ

本資金は島根県内で保育士を目指す方への貸付金です。養成施設を卒業後に一定期間、島根県内の指定の地域で保育士として働く事で貸付金の返還が免除となる場合があります。

(※幼稚園教諭は免除の対象外です。)

募集要項を十分お読みになり、対象地域や免除要件をご理解の上で申請をしていただくようお願いいたします。

令和6年度 保育士修学資金(家賃)貸付事業 募集要項

1.目的

この事業は、島根県の石見・隠岐地域等における保育士資格の新規取得者の確保を図るため、県内の指定保育士養成施設に在学し、**将来、石見・隠岐地域等の保育所等で保育士業務に従事しようとする石見・隠岐地域等出身の学生に対し**家賃相当額(以下、「家賃」という)を貸付けることにより、石見・隠岐地域等における保育人材の確保を図ることを目的としています。

2.応募資格

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第18条の6の規定に基づき島根県知事の指定する保育士を養成する島根県内の学校その他の施設(以下「養成施設」という。)に令和6年度に在学される方(予定含む)で、次のいずれの要件も満たしている方です。

- (1)高等学校卒業時(卒業年度の1月31日時点)に県内の以下のいずれかの地域(以下「対象地域」という)に居住しており、養成施設卒業後、原則として対象地域に所在する保育施設で勤務する意思がある方

対象地域

浜田市、益田市、大田市、江津市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町
邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町

- (2)養成施設に通学するために賃貸契約をしている方

3.募集人数

30名程度

4.貸付条件

- (1)貸付期間

貸付期間は2年間を限度とします。

ただし、修学期間が2年間を超える養成施設に在学している場合、貸付額の範囲内であれば、修学期間を貸付期間とすることができます。

(例 4年間…月額 20,000円)

- (2)貸付限度額・募集期間

貸付額	募集期間
月額 一律 40,000円	一次募集 令和5年12月1日(金) ~ 令和6年1月31日(水)
	二次募集 令和6年4月1日(月) ~ 令和6年5月10日(金)

- (3)貸付利子

無利子 ※ただし、返還期限後は残額に対して年3.0%の延滞利子がかかります。

- (4)連帯保証人

1名必要です。別世帯の方でも可能です。

△連帯保証人には、家賃貸付金の貸付を受けた方が返還免除を受けるか返還完了となるまでの間、状況を把握して頂くとともに、貸付を受けた方の返還が滞った場合には連帯して債務を負担していただきます。

5.借入申込方法

家賃貸付を希望する方は、次の必要書類を **12. 書類の提出先及びお問い合わせ先** まで提出してください。

提出書類	備考
家賃貸付金借入申込書(様式第1号)	
就学意欲・就労意思等確認書(様式第2号)	
住民票(世帯全員分)	
連帯保証人の所得証明書	
賃貸契約書の写し ※契約日、入居日、契約期間、契約内容が分かるもの	※一次募集に申請される方は、 賃貸契約後に提出
高等学校の卒業証明書の写し	※一次募集に申請される方は 高等学校卒業後に提出

6.貸付決定及び資金交付

家賃貸付が決定した方は、養成施設の在学証明書の提出を受けその後、借用書の提出を受けた後、1年分を一括送金します。

7.返還の免除

家賃貸付を受けた方が次に該当する場合には、返還額の全部を免除します。

- (1)養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、対象地域において引き続いて3年間(ただし、保育士修学資金貸付を併用する場合は5年間)保育所等において児童の保育等の業務に従事したとき。(ただし、産前・産後休暇や育児休業の期間は業務従事期間には算入しません。)
- (2)返還免除対象業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

8.貸付契約の解除

家賃貸付を受けた方が次の各号に該当して、資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除します。

- (1)退学したとき。
- (2)心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- (3)学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- (4)死亡したとき。
- (5)虚偽の申請、報告、届出をしたとき、また不正等により貸付を受けたことが明らかになったとき。
- (6)その他貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

9.家賃貸付金の返還

家賃貸付を受けた方が、次のいずれかに該当する場合(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く)には、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間内に家賃貸付金を返還することとなります。

なお、**7 返還の免除** 又は **10 返還の猶予** に該当する場合は、家賃貸付金の全額または一部の返還が猶予ならびに免除されます。

- (1)貸付契約が解除されたとき。
- (2)養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿を行わず、又は対象地域の保育所等で保育等の業務に従事しなかったとき。
- (3)対象地域の保育所等で保育等の業務に従事する意思がなくなったとき。
- (4)業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。
- (5)本会が定めた期日までに正当な理由なく届出を提出しなかったとき。

10.返還の猶予

家賃貸付を受けた方が次に該当する場合には、その間の返還を猶予することができます。

- (1)対象地域の保育所等において、保育等の業務に従事しているとき。
- (2)貸付契約が解除された後も引き続き当該養成施設に在学しているとき。
- (3)災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により家賃貸付金を返還することが困難であると認められるとき。

※産前・産後休暇や育児休業の期間中も返還を猶予することができます。

- (4)貸付期間の終了後も引き続き当該養成施設に在学しているとき。

11.その他

他の貸付事業との併用については次の通りとなります。

併用可能	併用不可	
日本学生支援機構の貸与型奨学金	母子父子寡婦福祉資金	求職者支援(職業訓練、教育訓練等)
島根県育英会奨学金	生活福祉資金	その他国費による貸付や給付
日本政策金融公庫等その他の教育ローン	日本学生支援機構の給付型奨学金	

12.書類の提出先及びお問合せ先

島根県社会福祉協議会 生活支援部福祉資金係
〒690-0011 松江市東津田町 1741-3 いきいきプラザ島根5階
TEL:0852-32-5953 FAX:0852-21-0798
Mail:shikin@fukushi-shimane.or.jp
H P:<https://www.fukushi-shimane.or.jp/>



個人情報の取扱いについて
～家賃貸付金の申込・利用にあたって～

島根県社会福祉協議会(以下、本会)における個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」および「福祉関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」に基づいて「島根県社会福祉協議会 個人情報保護規程」を定めています。(保育士修学資金(家賃)貸付事業以下、「本事業」という)においても各規程にのっとり下記の通り運用していますのでお知らせします。

記

1. 個人情報の利用目的

本事業の円滑な実施のため、貸付・返還(返済)・業務従事の状況等について正確に把握することを目的として個人情報を取得・利用します。

2. 個人情報の取得について

本会は、家賃貸付金の貸付に際して個人情報を取得する時は、必要な情報のみを、適法かつ適正な方法により取得します。

3. 個人情報の利用について

本事業において個人情報を利用する場合は上記1による利用目的の範囲内として、本会の本事業担当者が利用することを原則とします。ただし、事業の目的を達成するために必要な範囲において、下記の通り第三者に対して個人情報を提供し、第三者から個人情報を取得し、また、第三者との間で個人情報を共有することがあります。

①指定保育士養成施設

申込内容等の事実確認のために、借受人等の情報について在学する指定保育士養成施設へ提供・照会することがあります。

②業務従事先の保育所等

返還の猶予及び免除に関わる業務従事の事実確認のために、借受人の情報について提供・照会することがあります。

③市区町村行政等の機関

申込内容等の事実確認のために、借受人等の情報について住所地・居住地の市区町村等へ提供・照会することがあります。また、転居した場合の事実確認などのために転入出先市区町村へ個人情報の提供・照会をすることがあります。

④各種金融機関

貸付金の交付および返還金の払込・口座振替において利用する金融機関に対し、個人情報の照会を行うことがあります。

4. 個人情報の本事業目的以外への利用および第三者への提供について

本事業を通じて収集した個人情報については、本人の同意なく、本事業の目的以外に利用すること、および上記3による場合を除き、第三者への提供は行いません。なお、借受人等相互間において、本事業に必要な範囲で個人情報を提供することは、これに該当しないものとします。

ただし、下の例による場合など、本会規程に基づく場合に限り、あらかじめ同意を得ることなく、本事業目的以外への利用、第三者への提供をすることがあります。

- ・弁護士法にもとづいた弁護士による照会に回答する場合など法令に基づく場合
- ・火災・災害など緊急時で、人の生命・身体、財産の保護のために必要がある場合
- ・税務署からの照会、警察・検察からの捜査協力依頼などで、本人に知らせることでその事務に支障を及ぼすおそれがある場合

5. 個人情報の管理について

本事業利用に関わる個人情報については、書面及びコンピュータに入力し個人データ(※)として本事業担当者の管理の下に保管・利用します。個人データについては、常に正確かつ最新の状態に保ち、漏えい・き損のないように努めます。

個人データを管理するコンピュータについては、生活支援部長を管理責任者とし、コンピュータを使用する業務およびその業務担当者について管理しています。

※「個人データ」とは、「個人情報」のうち、例えば氏名の50音順など一定の規則に基づいて書類を整理したり、コンピュータに入力したりするなど、簡単に検索ができるように管理・分類されているもののことです。

6. 個人情報の本人への開示について

本会が管理する個人データ(本会個人情報保護規程による「保有個人データ」に限る)について、その開示の申し出がされた場合には、身分証明書等により本人であることの確認をした上で申し出をした本人の個人情報について開示します。

ただし、開示によって本人又は第三者の権利利益を害するおそれがある場合、本会事業の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合などには、開示しません。また、開示の方法等については本会規程に定められていることによるものとします。

7. 本会職員等の義務について

本会の従業者(従業者であったものを含む)は業務によって知りえた個人情報について、その内容をみだりに他人に知らせたり、不当な目的のために使用したりしません。

8. 苦情対応窓口について

本会は、個人情報の取扱いに関する苦情があった時には迅速・適切に対応いたします。もし、本会事業にかかわって苦情がある場合には、下記の苦情対応担当までお申し出ください。

苦情対応担当：島根県社会福祉協議会 生活支援部長

苦情対応責任者：島根県社会福祉協議会 事務局長

住所：島根県松江市東津田町1741番地3

電話：0852-32-5953

FAX：0852-21-0798

Eメール：shikin@fukushi-shimane.or.jp

(別表)家賃貸付金の返還債務の免除に係る対象業務従事区域及び施設等

区域	法令・通知等	施設等種別	
島根県内対象地域	児童福祉法	第6条の2の2第2項及び4項に規定	児童発達支援、放課後等デイサービス(児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設)
		第7条に規定	助産施設
			乳児院
			母子生活支援施設
			保育所
			幼保連携型認定こども園
			児童厚生施設
			児童養護施設
			障害児入所施設
			児童発達支援センター
			児童心理治療施設
			児童自立支援施設
		児童家庭支援センター	
	第12条の4に規定	児童相談所に設置される児童を一時保護する施設	
	第18条の6に規定	指定保育士養成施設	
	第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないもの(認可外保育施設)のうち、右記に掲げるもの	ア 法第59条の2の規定により届出をした施設	
		イ アに掲げるもののほか、都道府県等が事業の届出をするものと定めた施設であって、当該届出をした施設	
		ウ 雇用保険法施行規則(昭和50年3月10日労働省令第3号)第116条に定める事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設	
		エ 「看護職員確保対策事業等の実施について(平成22年3月24日医政発0324第21号)」に定める病院内保育所運営事業の助成を受けている施設	
		オ 国、都道府県又は市町村が設置する児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は法第39条第1項に規定する業務を目的とする施設	
家庭的保育事業			
小規模保育事業			
居宅訪問型保育事業			
事業所内保育事業			
第6条の3第13項に規定	病児保育事業		
第6条の3第2項に規定	放課後児童健全育成事業		
第6条の3第7項	一時預かり事業		
学校教育法	第1条に規定	・教育時間の終了後に行う教育活動(預かり保育)を常時実施している幼稚園、かつ ・「認定こども園」へ移行を予定している幼稚園	
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	第2条第6項に規定	認定こども園	
子ども・子育て支援法	第30条第1項第4号に規定	特例教育・保育及び特定地域型保育の確保が著しく困難である離島その他の地域であって内閣総理大臣が別に定める基準に該当する施設	
	第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち「企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に規定	企業主導型保育事業	

対象地域

浜田市、益田市、大田市、江津市、奥出雲町、飯南町、川本町、美郷町
邑南町、津和野町、吉賀町、海士町、西ノ島町、知夫村、隠岐の島町